

主要ハブ「名古屋」、地域ハブ「高山」から交通網を
生かした地域への誘客プロジェクト
企画競争説明書

令和 8 年 6 月 4 日

一般社団法人 中央日本総合観光機構

「主要ハブ「名古屋」、地域ハブ「高山」から交通網を生かした地域への誘客プロジェクト」に係る企画提案書の提出を招請します。

応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1. 業務概要

① 業務名

主要ハブ「名古屋」、地域ハブ「高山」から交通網を生かした地域への誘客プロジェクト

② 業務内容

別紙「仕様書」による

③ 履行期間

令和 9 年 1 月 29 日（金）

2. 企画競争参加資格要件

参加資格は次の各号の資格要件を満たすものとする

- ① 企画提案参加資格国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないものであること
- ② 暴力団員が実質的に経営を支配するもの、またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除されるなど、中部運輸局長及び北陸信越運輸局長から指名停止を受けていないこと
- ③ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても中部・北陸地域の指名外（指名停止）を受けていない者であること。
- ④ 直近 5 年の間において、地方公共団体等が発注する事業を受託した実績があること。
- ⑤ 企画提案書の業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び委託者の指示に柔軟に対応できること。
- ⑥ 業務内容について守秘義務を遵守できること。

3. 支払い条件及び提案上限額

① 支払い条件

契約締結後、保証金として 5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を受託者が発行する請求書に基づき、委託者が支払うこととする。

差し引き残額は業務完了後（検収終了後）に受託者が発行する請求書に基づき、令和 9 年 1 月 27 日（水）までに委託者が支払うこととする。

② 提案上限額

16,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 企画提案書作成要領及び提出など

① 作成要領

（ア） 用紙は、原則 A4 判（必要に応じ A3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き

(横綴じ) とすること。ただし図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えないものとする。

- (イ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。尚、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者を「当社」として記載すること。

② 企画提案書

- (ア) 提出部数：4部（正本：社名あり1部、副本：社名なし3部）

(イ) 企画提案書の構成

- A) 表紙
- B) 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）
- C) 業務に係る提案書
- D) 事業実施スケジュール
- E) 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図
- F) 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（ただし、発注者の承諾を要するものに限る）
- G) 事業実施実績（令和2年度以降の類似業務に限る）
- H) 見積書（概算かつ消費税・地方消費税は含むこと）

- ③ 提出期限：令和8年6月23日（火）午後3時必着

④ 提出方法及び提出先

- (ア) 提出方法：持参、郵送、電子メール

※持参の場合の受付時間は、平日の午前10時から午後2時までとする。

※郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法とすること。

※電子メールの場合は、後日必ず原本（紙媒体）を提出すること

- (イ) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構企画部

〒460-0003 名古屋市中区錦3-6-34 太陽生命名古屋ビル6階

⑤ その他

- (ア) 提出された書類は返却しない。
- (イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。
- (ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。
- (エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。
- (オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- (カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (ク) 企画提案書にて提示する見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。
- (ケ) 感染症等の影響により事業遂行に支障が出る場合も想定し、そのようなケースにおいても本事業の目的を遂行可能な企画案及び実施体制とすること。

5. 企画競争説明書等に対する質問

- ① 質問期間：令和8年6月4日（木）午後2時から 6月12日（金）午後2時迄
- ② 提出方法：
 - (ア) 説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式により、メールで提出すること
 - (イ) 件名を「主要ハブ「名古屋」、地域ハブ「高山」から交通網を生かした地域への誘客プロジェクト」にすること
- ③ 質問に対する回答：質問者に対して、電子メールにより随時回答する

6. 最優秀提案者の決定

- ① 審査方法
審査は、企画提案書の内容を基に、一般社団法人中央日本総合観光機構が設置する当事業における企画競争選定委員会において審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- ② 提案書評価基準
 - (ア) 業務内容の理解度：業務目的、内容について十分に理解していること。
 - (イ) 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
 - (ウ) KPI/KGIの確実性：KPI/KGIの達成にむけて効果的な提案がなされていること。
 - (エ) 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、請負業務を安定的に遂行できるものであること。
 - (オ) 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
 - (カ) 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
 - (キ) 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること
- ③ 結果の通知（予定）
 - (ア) 令和8年6月29日（月）までにすべての提案書提出者に対し通知する
 - (イ) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。

7. 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。

この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- ① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- ② 契約保証金：契約締結後に支払う
- ③ 契約書作成の要否：要

8. その他留意事項

- ① 本事業において発生する著作権は当機構に帰属するものとする。また、受託事業者及び制作者は原則として著作人格権を行使しないものとする、なお本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理を適切に行うこと。
- ② 本業務により製作・納品される成果物等について、当機構が無期限・無償であらゆる媒体・方法によって公表することができるよう、二次利用が可能となる権利関係の調整を行うこと。
- ③ 本事業で製作される成果物等の法律上保護される権利（著作権・肖像権など、2次利用の場合を含む）及び必要な手続き等の想定・対応についても、提案書に記載すること。また、譲渡対象である成果物については、その著作権も含むものとする。
- ④ ①②及び③を踏まえ、受託事業者は、成果物等が第三者の各種権利を侵害しないよう必要な手続きを執ることとし、第三者からの権利侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。
- ⑤ 本調査で得られたデータ等については、機構の許可なくして流用してはならない。
- ⑥ 事業内容については、当事業は DMO 総合支援事業補助金申請中のため補助金採択・契約締結時・実施後においても、双方及び関係者間での協議の上で変更を行うことがある。

9. 問合せ先

一般社団法人中央日本総合観光機構 企画部

担当：飯田

住所：〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6 階

仕 様 書

1. 事業名

主要ハブ「名古屋」、地域ハブ「高山」から交通網を生かした地域への誘客プロジェクト

2. 事業目的

中央日本エリア内において宿泊を国籍別に分析すると、全国籍と比較し台湾の方の割合は高い。中でも名古屋と高山への来訪はエリア内でも多い。各ハブから台湾からの来訪が少ないエリア内における地域への誘客を図るため、各ハブからの交通網がすでに整備されており、JNTO ターゲット別戦略に合致する観光資源を有し、自然や食など台湾の方の嗜好性と親和性がある地域を周遊先として設定。

本事業は、エリア内の主要交通事業者と連携し、在日台湾人インフルエンサーの招聘を想定し効果的に情報発信することにより、当該エリアの魅力の認知度を向上させ、主要ハブ・地域ハブ※1 からの交通を活用した周遊促進と分散を促すこと、及び主要ハブ、地域ハブと来訪が少ない地域とのプロモーション連携・商品造成を図ることによるエリア内への滞在増を図ることを目的とする。

※1 弊機構が策定した広域連携観光戦略（暫定版）にて中央日本エリア内の主要ハブを「名古屋」・「金沢」、地域ハブを「富山」「高山」「長野」「松本」「三島」と設定している。（当事業では「名古屋」・「高山」を対象とする）

3. 内容

受託者は、以下の内容を軸に、具体的な施策を行う。

【共通】

■ 実施地域

愛知県（名古屋市・犬山市）、岐阜県（岐阜市・高山市）

■ 訴求ターゲット：

台湾在住の20～40代。夫婦・パートナー、友人、FIT層。

■ 実施時期：

契約締結日～令和8年10月31日（土）

上記の期間内にて下記施策を実施すること

■ 実施施策内容：

情報発信・プロモーション（名古屋・高山 ↔ 岐阜・犬山）

SNS 広告・発信、インフルエンサー招請・メディア発信、OTA とタイアップした情報発信を実施し、ハブ拠点から、アクセスは容易だが認知が不足している岐阜市・犬山市への流入を促す。

■ プロモーション対象：

- ① 名古屋と高山の間に位置する特徴的な観光地（有松の街並み、犬山城・城下町、博物館 明治村、岐阜城周辺・岐阜公園・タマミヤ等）
- ② 主要ハブ「名古屋」の都心的な魅力（ショッピング、都市建築等）
- ③ 地域ハブ「高山」の豊かな自然と伝統的なまち（奥飛騨エリア（新穂高、平湯温泉）、古い街並み等）

【実施施策】

- ① SNS 広告・発信
 - ・ 台湾市場向けに、Instagram（及び Facebook との連携）を中心に計 24 回程度の投稿および広告を行う。
 - ・ 連携交通事業者の繁体字 Instagram でのコンテンツ作成、投稿及び投稿を活用した SNS 広告を行う。
 - ・ 事業実施地域の観光資源やエリア内の回遊を促進する着地型商品を主に紹介し、中部国際空港から名古屋（主要ハブ）・高山（地域ハブ）を経由し各地域へのコースのモデル化を行う。
 - ・ 投稿にあたっては、静止画ではなく動画を中心とした配信にし、興味を持ちやすい内容とする。
 - ・ 取材、リール動画作成、原稿作成、翻訳、投稿、ストーリーズ配信まで委託先にて実施すること。
- ② インフルエンサー招請
 - ・ 招請実施時期は 2 回に分けて 1 回目を 7 月下旬～8 月上旬、2 回目を 9 月中に実施し、各回 5 名ずつ招請する。具体的な日程については、選定したインフルエンサーのスケジュールや発信に最適なタイミングを考慮し、協議の上で柔軟に決定する。
 - ・ 招請期間は 2 泊 3 日を目安とする。
 - ・ 招請するインフルエンサーは、日本在住の台湾人インフルエンサー、数万～数十万以上のフォロワー数があり、20～40 代からの支持がある方を選定する。また、旅行系の投稿が多く、行動変容の起こしやすさが期待できる方を中心とする。
 - ・ 取材地域や行程は、名古屋市や高山市をハブとして、岐阜市・犬山市も併せて紹介するものとする。
 - ・ 取材地の選定にあたっては、台湾人旅行者に訴求力のあるスポットを選定することとし、観光魅力（食、自然、伝統文化、宿など）が十分に伝わるものとする。
 - ・ 「①SNS 広告・発信」の連動等も意識し、より効果の高い手法での配信を行うとともに、エリア内の回遊を促進する着地型商品への購買ページ等に誘導し、商品販売の機会につなげる。
 - ・ 全行程におけるインフルエンサーの引率のために、コーディネーターおよび通訳を計 1 名以上手配し、その実施にあたり滞りのない運営ができる体制を構築すること。
 - ・ コーディネーター、通訳は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。

- ・ コーディネーター、通訳は全行程を通じて同一人物とし、中国語（繁体字）及び日本語が堪能で、日本文化や観光知識に長ける者とする。
- ・ 本事業の実施に係る日本国内での移動費、宿泊費、飲食費、施設利用料、体験料等はすべて委託料に含むものとする。
- ・ インフルエンサーのアレルギー、宗教上の食事制限、持病等の有無を事前に確認し、行程や食事手配において適切な配慮・対応を行うこと。
- ・ 万が一の事故等に備え、受託者の負担・責任において、十分な補償内容を含む旅行傷害保険等に加入させること。
- ・ 取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取ったうえで作業を進めること。
- ・ 被招請者に対して、施策（取材地域や訪日旅行者向け着地型交通商品）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。
同アンケート調査票の作成、翻訳、分析を実施すること。
アンケート内容に関しては、委託者及び連携先と調整すること。

③ OTA タイアッププロモーション

- ・ 日本への旅行を検討している繁体字圏のターゲットに向け、連携交通事業者の商品を OTA サイト等で PR を行い、事業実施地域への興味を喚起する。
- ・ 交通利用と観光施設等がセットになったエリア内の回遊を促進する訪日旅行者向け着地型交通商品の告知を行うことで、直接的な購買につなげる。
- ・ OTA 内でも事業実施地域の観光資源等を紹介する。
- ・ タイアップ先の OTA は、主要ターゲットに強く、販売実績もあるところを選定する。
- ・ 実施する OTA 内の施策は、主要ターゲットに対し効率的な露出が図れるものを選定する。

4. 施策を実施するうえでの体制・留意事項

- ・ 受託者は、一般社団法人中央日本総合観光機構および各連携自治体・交通事業者と密接な調整を行うこと。
- ・ 台湾の訪日旅行トレンド（個人旅行の増加、体験重視など）を常に反映させた施策を展開すること。
- ・ 業務内で撮影・制作した素材は、将来的なプロモーションに活用できるよう、権利関係を整理した上で蓄積すること。
- ・ 受託者はインフルエンサーによる情報発信のためのフォローアップを行う。
- ・ フォローアップの実施体制、内容、スケジュール等、効果的な内容を提案すること。

- ・ インフルエンサーに対して随時ヒアリングを行い、情報発信の状況を把握するとともに、その内容を事前に確認し、観光地名称、事実誤認、不適切な表現等がないかネガティブチェックを行うこと。
- ・ メディアにおける掲載本数、媒体接触者数（リーチ数等）、掲載期間等、定量的な成果の確認を行うこと。
- ・ 行程中の移動手段の手配にあたっては、道路運送法等の関連法規を遵守すること。
- ・ 各種手配業務が旅行業法に抵触しないよう、関係法令を遵守し、適切な資格を有する者が実施又は手配すること。

5. 全体スケジュール（案）

全体スケジュールについては、次を参考とすること。

6月	7月上中旬	7月下旬～ 10月下旬	11月	12月上旬～ 1月下旬
委託事業者募集（入札） 委託事業者選定 等	委託契約締結 施策容の調整・ 手配 等	施策の実施 等	効果検証 等	報告書作成（12月） 検収（1月上旬） 精算（1月下旬） 等

6. 履行契約期限

令和9年1月29日（金）まで

※記載スケジュールに基づき、令和9年1月29日（金）までに精算完了。

7. 実施報告書の提出

下記内容を含む事業実施報告書を以下のとおり12月に作成し、1月上旬に委託者及び連携先に提出すること。

■ 共通

- ・ 業務実施に伴う課題の分析（参加者のニーズ、感想を含めること）
- ・ 報告書には、証拠となりうる画像、写真等を多く使用すること
- ・ その他委託者及び連携先が指示したもの

■ 施策ごと

① SNS 広告・発信

- ・ 事業名及び事業概要
- ・ 掲載記事（翻訳した原稿を含む）及びキャプチャー
- ・ 広告配信の実施内容及び実施結果
- ・ 掲載記事ごとのリーチ数

② インフルエンサー招請

- ・ 事業名及び事業概要
- ・ 招請したインフルエンサーの概要
- ・ 招請旅行全体の行程
- ・ 実施状況及び写真（キャプションを入れること）
- ・ 掲載された記事（翻訳した原稿を含む）
- ・ 掲載された各メディア媒体への掲載本数、リーチ数等の分析
- ・ アンケート集計・分析結果
- ③ OTA タイアッププロモーション
 - ・ 事業名及び事業概要
 - ・ タイアップ先の OTA 概要
 - ・ タイアップ策として実施した内容
 - ・ 実施状況及び写真（キャプションを入れること）
 - ・ タイアップ策でのリーチ数、販売枚数等の分析

8. 目標指標（KPI / KGI）

受託者は、以下の目標達成に向けて施策を遂行すること。

- ① SNS 広告・発信
 - KPI：投稿数 24 回程度 ※1 言語（繁体字）
 - KGI：総リーチ数 50 万以上
- ② インフルエンサー招請
 - KPI：招請者数 10 件以上
 - KGI：総リーチ数 100 万以上
- ③ OTA タイアッププロモーション
 - KPI：OTA サイトでのタイアップ掲載数 1 件以上
 - KGI：リーチ数 50 万以上

9. その他（企画競争説明書記載事項と重複あり）

- 1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らし、利用してはならない。
- 2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- 3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託先及び連携先に帰属するものとする。
- 5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- 6) 受託者は委託先及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度委託先及び連携先と協議のうえ、その指示に従って進めること。

- 7) 受託者は国土交通省、中部運輸局長、北陸信越運輸局長、連携先から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものとする。